

輸入食品に対する検査命令の実施について(ベルギー産リーキ(西洋ねぎ)及び韓国産ミニトマト)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベルギー産リーキ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ハロキシホップ*1	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、ベルギー産生鮮リーキから基準値を超えるハロキシホップを検出したことから、検査命令を実施するもの。
韓国産ミニトマト及びその加工品(簡易な加工に限る。)	フルキンコナゾール*2	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮ミニトマトから基準値を超えるフルキンコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

*1 除草剤 *2 殺菌剤

<参考1>ベルギー産リーキのハロキシホップに係る違反事例

1 品名:生鮮リーキ

輸入者:株式会社 ジャルックス

輸出者:S.P.R.L. VAN ROEY ET ENFANTS

届出数量及び重量:200カートン、1,000kg

検査結果:ハロキシホップ 0.02ppm*1 (基準値:0.01ppm*2)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成20年1月31日

措置状況:24.4kg回収済み、残り全量消費済み

2 品名:生鮮リーキ

輸入者:株式会社 パシフィックコーポレーション

輸出者:MOL PRODUCE B.V.

届出数量及び重量:40カートン、200kg

検査結果:ハロキシホップ 0.02ppm*1 (基準値:0.01ppm*2)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成20年3月17日

措置状況:調査中

*1 ハロキシホップの許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg当たり0.0007mg/日であることから、体重60kgの人が当該違反のリーキを毎日約2kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

*2 ハロキシホップは、リーキには個別の基準値が設定されていないため、一律基準(0.01ppm)が適用されますが、例えば大豆には0.1ppm、たまねぎには0.05ppmの基準値が設定されています。

<参考2> 韓国産ミニトマトのフルキンコナゾールに係る違反事例

1 品名: 生鮮ミニトマト

輸入者: 株式会社 トマトファームコーポレーション

輸出者: GYEONG-BUK CORPORATION.

届出数量及び重量: 243 カートン、729 kg

検査結果: フルキンコナゾール 0.06ppm*³ (基準値: 0.01ppm)

届出先: 福岡検疫所門司検疫所支所

違反確定日: 平成20年3月6日

措置状況: 調査中

2 品名: 生鮮ミニトマト

輸入者: 株式会社 AI TRADING

輸出者: GREEN COMPANY

届出数量及び重量: 450 カートン、1350 kg

検査結果: フルキンコナゾール 0.04ppm (基準値: 0.01ppm)

届出先: 大阪検疫所

違反確定日: 平成20年3月18日

措置状況: 調査中

*3 フルキンコナゾールの許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重 1kg当たり 0.005mg/日であることから、体重 60kgの人が当該違反のミニトマトを毎日約 5kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

*4 フルキンコナゾールは、ミニトマトには個別の基準値が設定されていないため、一律基準(0.01ppm)が適用されますが、例えばりんごやびわには 0.05ppm の基準値が設定されています。

<参考3> ベルギー産リーキ輸入実績

平成19年1月1日から平成20年3月18日: 速報値

品名	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
リーキ	351	344.69	34	2

* 残留農薬に係る検査

<参考4> 韓国産ミニトマト輸入実績

平成19年1月1日から平成20年3月18日: 速報値

品名	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
ミニトマト	516	1229.016	55	2

* 残留農薬に係る検査